

令和3年 第8回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和3年8月17日 午後6時30分			
開会日時	令和3年8月17日 午後6時30分			
閉会日時	令和3年8月17日 午後7時26分			
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴 出 主幹兼大井中央公民館長 内田徳子 出
	2	塩野 好一	出	教育総務課長 工藤 淳 出 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎直成 出
	3	丸山 昇	出	学校教育課長 清水篤史 出 主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高修一 出
	4	茂井万里絵	出	学校給食課長 桑子恵美 出
			社会教育課長 永倉秀雄 出	
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数	0人
<b>会 議 概 要</b>				
議 事 等				
第29号議案 ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について（可決）				
第30号議案 ふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について（可決）				
第31号議案 ふじみ野市教職員の人事について（可決）				
報告事項	専決処理に関する報告について（損害賠償の額を定めることについて）（承認）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員を委嘱及び任命することについて）（承認）			
報告事項	なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について（承認）			
報告事項	公共施設の安全点検結果について（承認）			
(18時30分)	<b>○開会の宣告</b>			
教育長	ただ今から、令和3年第8回定例教育委員会会議を開催いたします。			
	<b>○会議録の承認</b>			

教育長

まず始めに、7月の定例会会議録についてですが、今回こちらの手続き上のミスにより、皆様のお手元に届いておりません。大変恐縮でございますが、後ほど配布をさせていただき、改めて来月の教育委員会会議の際に今月の分と併せまして、御署名をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

### ○教育長からの報告

教育長

それでは、私から、報告させていただきます。

まず、コロナの関係でございますけれども、休みに入りましても、かなりの数の児童生徒・保護者を含めての感染の報告が入っております。1つの学校の中での複数名の感染者、放課後児童クラブでの感染者等です。

また、中学3年生が、塾の夏季講習に参加をしておりますが、ある塾の中でかなりの人数が感染しているという報告も入っております。それと併せて、保護者の感染についても報告があり、子どもたちは、今現在、陰性となっておりますが、恐らく家庭内でこれから感染するであろうと予想されています。

今後、来週には新学期が始まりますが、この対策について、今、改めてどのような感染予防対策があるのか、マニュアル化を進めているところです。これまで県の保健所が追跡調査等かなりフォローをしていただいておりますが、現在は、そこまでできない状況にあるということでございますので、ふじみ野市として、保健センターと連絡を取りながら、また、医師会等の御助言をいただきながら、現在、マニュアルの作成を行っているところでございます。

その他というところでは、大きな事故等は発生しておりませんが、先月発令されました、緊急事態宣言によりまして今月の末に出発予定であった大井西中・大井東中の修学旅行が中止となりました。これは去年行くはずだった中学3年生の修学旅行です。また、昨日の政府発表で9月12日まで緊急事態宣言が延長となったことにより、9月7日に出発予定であった葦原中学校の3年生の修学旅行も中止となりました。以上、このようなコロナによる影響が次々と出ているという状況でございます。

コロナ以外で、子どもたちに大きな事故等もなく、現在に至っております。

各委員	<p>す。</p> <p>また、緊急事態宣言の発令に伴って、図書館・公民館等の開館・閲覧等の時間も含めて影響が出ています。こちらにつきましては、後ほど担当から報告させていただきます。</p> <p>私からの報告は以上ですが、何か確認事項等がございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
教育長	<p><b>○本日の議事</b></p> <p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案3件、報告事項4件です。</p>
教育長 教育部長	<p><b>○提案理由の説明</b></p> <p>それでは、教育部長から議案3件の提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(提案理由を説明)</p>
教育長          各委員 教育長	<p><b>○議事の一括審議、非公開について</b></p> <p>議案等の審議に入る前に、委員の皆様にも本日の審議方法等について2点お諮りしたいことがございます。</p> <p>1点目ですが、お手元の議案一覧の第29号議案「ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例(案)について」及び第30号議案「ふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例を廃止する条例(案)について」は、それぞれ関連性がありますので、審議を円滑に進めるため、一括して説明を行い、質問をお受けした後、採決は1件ずつ行いたいと思います。</p> <p>2点目ですが、議案一覧の第31号議案「ふじみ野市教職員の人事について」については、人事案件のため非公開として最後に御審議いただきたいと思います。</p> <p>以上、2点ですがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p>

<p>教育長</p>	<p><b>○第29号議案、第30号議案</b></p> <p>それでは、ただ今お諮りしましたとおり、第29号議案「ふじみ野市教育委員会職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について」、第30号議案「ふじみ野市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について」を一括審議といたします。両議案の説明を教育総務課長よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>第29号議案「ふじみ野市教育委員会職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について」、第30号議案「ふじみ野市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例（案）について」を一括して御説明いたします。</p> <p>地方公務員法第31条の規定による職員の服務の宣誓に関する条例については、ふじみ野市職員に対するもの、教育委員会職員に対するもの、学校県費負担教職員に対するものの3つがあり、内容は3つとも同様で、新たに職員となったものは宣誓してからでなければその職務を行ってなはならないという内容のものであります。</p> <p>今回この3つの条例について、対面による宣誓を不要とするとともに、宣誓書の押印を不要とする改正を行い、併せて、3つの条例を統一本体化し「職員の服務の宣誓に関する条例」とするため、「ふじみ野市教育委員会職員の服務の宣誓に関する条例」と「ふじみ野市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例」を廃止するものです。</p> <p>資料の1ページ目を御覧ください。これは、今回の改正の市議会へ提出する議案になります。</p> <p>第1条が対面による宣誓及び宣誓書の押印を不要とする改正で、第2条が「ふじみ野市教育委員会職員の服務の宣誓に関する条例」と「ふじみ野市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例」を廃止する内容になります。</p> <p>以上の内容で、「ふじみ野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する等の条例」として、令和3年第3回9月市議会に提出します。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは第29号議案、第30号議案について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>

丸山委員 教育総務課長	<p>初歩的なところで、どこが違っているのでしょうか。</p> <p>内容は先ほど申しあげましたとおり、任命権者に対し宣誓をしてからでなければ職務を行ってはならないものです。</p>
丸山委員 教育総務課長	<p>そこは同じですよ。</p> <p>はい、それぞれの対象者は、ふじみ野市職員に対するものが市長部局の職員、ふじみ野市教育委員会に対するものが教育委員会の職員、ふじみ野市立学校県費負担教職員に対するものが校長先生をはじめとする教職員でございます。今回、それぞれを1本化するものです。</p>
丸山委員	<p>具体的には、サービスの宣誓をして、宣誓書に名前を書いて押印するというのが今までのサービスの宣誓で、今回の場合には、宣誓書を任命権者に提出するということですね。</p>
教育総務課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
丸山委員	<p>予め、宣誓書を渡して、ここに名前は書くのですか。</p>
教育総務課長	<p>名前は記入していただきます。</p>
丸山委員	<p>記入したうえで、押印は必要ないということですね。</p>
教育総務課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
丸山委員	<p>そこが違うということですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
丸山委員	<p>分かりました。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>ほかに御質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第29号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第29号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、第30号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第30号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>○報告事項</b></p>

<p>教育長</p>	<p>次に、報告事項「専決処理に関する報告について（損害賠償の額を定めることについて）」上福岡歴史民俗資料館長より報告をお願いします。</p>
<p>上福岡歴史民俗資料館長</p>	<p>件数番号4 報告事項「専決処理に関する報告について（損害賠償の額を定めることについて）」報告をさせていただきます。</p> <p>資料3枚目の専決処分書を御覧ください。物損事故の内容ですが車両事故になります。令和3年5月20日(木)午後4時30分頃、大井図書館裏手の駐車場で、市職員が運転する車両(トラック)がバックで駐車しようとしたところ、車両の後部、トラックの荷台が駐車中の軽自動車左前部フェンダー等に接触し破損させたものです。相手方車両は大井図書館の指定管理者である株式会社図書館流通センター所有になります。損害賠償額は130,240円であり、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年7月20日に市長の専決処分を行い示談が成立しましたので、御報告するものです。なお、同条第2項の規定により、令和3年第3回ふじみ野市議会で報告いたします。</p> <p>職員の不注意により車両事故を起こし、市に損害を与えたことに関しまして、ここでお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。</p>
<p>教育長</p>	<p>人に関わる事故であったかどうか説明してください。</p>
<p>上福岡歴史民俗資料館長</p>	<p>駐車場に駐車中の車両で、人が乗っていなかったため、人への被害はありませんでした。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員を委嘱及び任命することについて）」学校教育課長より報告をお願いします。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>専決処理に関する報告、ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員の委嘱及び任命することについて、御報告いたします。</p> <p>ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会は、ふじみ野市子どもいじめ防止条例第12条に基づき設置しており、地域団体との連携、基本方針に基づく調査、研究、施策の推進、基本方針の点検や見直しに係る意見聴取等を行っております。</p> <p>14名の委員で組織され、任期は3年となっております。今年度は、委員の入れ替えがございましたので、新たに3名に委嘱及び任命をいたしました。</p> <p>資料をおめくりいただき、別紙名簿を御覧ください。</p> <p>条例第12条3項及び4項に基づき、新たに委嘱させていただくのは、地域団体から1名、関係行政機関の職員から2名を任命いたしました。</p> <p>本案件につきましては、教育委員会会議における議案の取扱い等に係る申し合わせ事項、附属機関の委員の委嘱のうち、当該附属機関を構成する団体から推薦された者への委嘱となるため、教育長による専決処理とさせていただきます。</p> <p>以上報告いたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>新たに委員となった方の名前を報告してください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>保護者・地域団体関係で青少年育成ふじみ野市民会議から中村友紀様、行政関係で今井市民総合相談室長、学校関係で教頭会代表逸見教頭です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、報告事項「なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について」学校給食課長より報告をお願いします。</p>

学校給食課長

昨年度のなの花学校給食センターの運営状況につきましては、市から受託業者に対して「改善勧告」を発出したということに、まずは尽きると思います。

改善勧告といいますのは、市が定めた要求水準を満たしていない事象について勧告をした後、一定の期間内に改善が見られない場合には、委託料の減額というペナルティを課すための一つ手前の手続きでございます。

但し、今回は、受託業者が年度途中で総括責任者を交代させるという異例の人事刷新を行いまして、その効果はその時点で判断することはできないことからペナルティを課すことはなく、モニタリングを通して引き続き注視をしているところでございます。

次に、モニタリングの評価結果について御説明します。お手元のモニタリング評価結果を御覧ください。

評価は、44の項目について5段階評価となっておりまして、そのうち36項目を3、残り8項目、着色した部分を2といたしました。

2と評価した8項目のうち主なもの4つを上から順に簡単に御説明します。

維持管理業務のうち一番上、『建築物保守管理業務』に「折板屋根修繕の対応遅れ」とありますのは、令和元年度秋の台風で壊れた折板屋根の修繕がなかなか進まず、修繕完了が昨年8月になったことがございました。

次の、『外構維持管理業務』に「市民からの異臭指摘に対し、場所特定に遅れ」とありますのは、今年1月にセンター前を通りかかった市民から指摘を受けた異臭の対応に時間がかかったことを理由としています。

続いて運営業務に移ります。

中ほど、『給食調理の基本的な考え方』に「調理料の攪拌不足等調理上の課題」とありますのは、9月でしたが、スープに入れた胡椒が攪拌不足で塊のまま入ってしまい、小学校の児童が知らずに口に入れた後に気づいて吐き出したという事故があったことを理由としています。

続きまして、『従事者の行為に対する責任』に「コンテナ転倒時の報告遅れ」とありますのは、1月の学校配送時にロックが不十分だったためにコンテナが横転してしまい、中の給食の一部がダメになってしまったとい



	<p>う事故が発生しました。学校の先生方に御迷惑をおかけしてしまった事故でしたが、その時ドライバーからの連絡が遅かったという点を挙げています。</p> <p>以上44項目、220点満点のところ総合計が124、平均しますと2.82となりましたので総合評価を2といたしました。</p> <p>なお、この結果は本委員会で御承認いただきました後、市のHPで公表させていただきます。以上で御報告を終わります。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>一番上の屋根の修繕の対応遅れとありますが、屋根が壊れたのは台風によるものですか。</p>
学校給食課長	<p>はい。</p>
丸山委員	<p>自然災害等で壊れた場合には、委託業者が直すという契約になっているのですか。</p>
学校給食課長	<p>自然災害といいますと市が建物の損害賠償保険を掛けておりますので、そちらが対象となるかと思いますが、そもそも5年前の建設の段階で、一定程度の風力に耐えられるものだったのかというところが、今回争点となっております。なの花学校給食センターは風速32mまで耐えられる形で造られているはずですが、果たして一昨年台風がそれを上回るものだったのか、そもそも建付けが悪かったのではないかということで、やはりもう一度付け直していただく、更に同じように付けては、また同じことが起こりますので、もう少し補強してもらえないかということを私たちは強く主張してまいりましたが、特別目的会社、グループ会社ですので、中々、どのように直すのか、だれが直すのかというところで時間がかかってしまったことにより2という評価となったものです。</p>
丸山委員	<p>契約書の中にそうしたことがあったのか、といいますのは、教育委員会や市が行う事業に対して、民間業者には絶対権力じゃないですか、基本的にはノーと言えない立場ですよ。圧倒的な権力とか力に対しては契約書という形できちんとしていないと、自然の風水害による被害に対して業者が負担するのか市も負担するのか、できることなら、契約書の中に謳うなどその辺のところを今後検討していただけたらと思います。</p>

<p>学校給食課長</p>	<p>私どもにも、勿論、契約書はございまして、その中にリスク分担という条項がございます。昨年の臨時休業に伴う給食の中止等についても、契約の中のリスク分担表に基づきまして、私ども話をさせていただいております。勿論、その解決方法等は、契約書ですとか要求水準書等に基づいた形で対応させていただいております。</p>
<p>教育部長</p>	<p>先ほどの丸山委員の御質問の中で、市の方が上というような御発言がありました。むしろ逆で、そもそも契約というのは、我々行政側が行政処分として行うわけではなく、民間同士の契約と同様に対等な立場での契約となります。そうは言っても行政の方が上じゃないかと委員は御心配されていると思いますが、我々が心配しているのは、この契約は平成25年から令和13年までの長期間に渡るものです。令和13年まであと10年ありますから、この10年間は安泰だと思っているような節が見受けられ、我々はこの辺りに懸念を感じています。ですから、行政の立場が上だから無理にあれもこれも直せと言って、飲ませているわけではありません。今回の屋根の修繕についても、先ほど課長の説明にありましたが、特別目的会社：SPCについて、もう少し細かく言いますと代表企業は、食品系の会社で、SPCを仕切っています。この食品系の会社と修繕を担当する会社でのやり取りがうまく行っていなかったもので、ですから無理にする必要がないものをさせているのではなく、契約上対等平等であり、契約期間が長期となっていることから、ゆるみと言いますかそういう点を我々が、今後、注視していかなければならないと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b> 次に、報告事項「公共施設の安全点検結果について」教育総務課長より報告をお願いします。</p>

教育総務課長

公共施設の安全点検結果について御報告いたします。

本市では、プール事故を風化させないとともに公共施設の事故の未然防止を図るため、毎年7月25日から7月31日までを公共施設安全点検週間とし、日常点検とは別に一斉点検を実施しています。

この度、今年度の教育委員会の点検結果がまとまりましたので御報告します。

お手元の資料、右上に「件数番号7」と書いてあります「公共施設の安全点検結果について」を御覧ください。

点検する施設は、種類・用途ごとにⅠ類からⅢ類までに分類されています。

Ⅰ類は小中学校を除く「建築物である公共施設」で、昨年度は、34施設でしたが、上福岡公民館、コミュニティセンター、勤労福祉センターがなくなり、大井中央公民館が建替え中のため4施設減り今年度は30施設となっています。Ⅱ類は小中学校19施設、Ⅲ類は1施設となっています。

次に「2の点検方法」についてご説明します。

施設の外部や内部、各設備・備品等のそれぞれの点検項目について、破損、腐食、緩みがないかなど、目視や触手により点検します。点検項目は、1施設当たり68項目ございまして、不適箇所については、危険度をAとBの2区分に分けて評価します。「A」は危険なため使用中止しないといけないような状態、「B」は概ね1年以内に是正することが必要な状態です。

点検結果を御覧ください。今年度も昨年度と同様、A評価・B評価に該当するものはありませんでした。

しかし、この結果に気を緩めることなく、引き続き各施設の安全確保に万全を期していきたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

富田教育長職務代理者

質問というより、意見となりますが、今回、A評価・B評価が共になかったということで、大変素晴らしい、喜ばしいと思います。これは、それぞれの責任者の方、職員の方の御尽力の賜物かなと思っておりますが、先

	<p>ほど給食センターのところで話がありましたが、自然環境が厳しくなりつつあると言いますか、今までは大丈夫だったけれどもこれから先どうかなというところが心配ということが往々にしてあると思います。先ほどプール事故を受けて風化させないという御発言がありましたので、現状大丈夫ということは勿論素晴らしいことですが、これから、より目を光らせて点検をして行かなければいけない、当然、現場の職員が勿論よくわかっていると思いますが、一言ここで付け加えさせていただきます。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。改めまして、我々にとってはプール事故というのは1つの大きな基準でございます。この基準を絶対に守っていく、失われた命は絶対に忘れない、そのつもりでこの点検を毎年実施する、そのことは繰り返してこれからも各学校・施設に訴えていきたいと考えます。</p> <p>以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
	<p><b>○各課からの報告</b></p>
教育長	<p>次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(大井中央公民館長、上福岡歴史民俗資料館長、あおぞら学校給食センター所長から報告)</p>
	<p><b>○次回の日程等</b></p>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>今回は、令和3年9月21日(火)午後6時30分から、会場は市役所第二庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>

